

## 第22期第12回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月25日（金）14：00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 会議室
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄  
若山 唯敏、山下 勉、佐々木治一、  
瀧川 久市、柴田 一、森 祐、三上 浩、  
坂田 憲治  
欠席（掛川正春、桜井泰憲）
- 4 臨席者 松前さくら漁業協同組合 吉田 直樹  
渡島総合振興局産業振興部水産課 水産課長 高谷 則幸  
漁業管理係長 高尾 力  
技 師 小澤 友稀
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議題  
議案第1号：知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について  
（答申）  
議案第2号：第8次共同漁業権漁場計画草案（案）について  
議題第3号：第15次区画漁業権漁場計画草案（案）について
- 7 その他

## 議 事

|       |  |
|-------|--|
| 北 局 長 | <p>ただいまから第22期第12回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。</p>   |
| 阿部会長  | <p>開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、何かとご多忙の中を各委員さんをはじめ、ご来賓の松前さくら漁業協同組合、吉田組合長ほか、関係者の皆様にご出席頂き、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、いよいよ終盤を向かえます「秋さけ漁業」ですが、全道における秋さけ漁業の状況は、地域差はあるものの、11月10日現在の全道の数量は、約2,900万尾で、昨年約176パーセント、金額は、630億円で昨年の142パーセントとなっております。</p> <p>渡島管内においては、11月20日現在、約32万尾の漁獲で、昨年の187パーセントとなり、金額では、7億3,000万円、昨年の143パーセントとなりますが、地域差も大きく、昨年の不漁との比較であり、平成30年漁期と比べると、数量で46パーセント、金額では、51パーセントと、大変、厳しい状況が続いているところです。</p> <p>一方で、親魚確保の面につきましては、沿岸の漁獲が振るわない中、前期、中期の親魚確保計画を達成し、漁期の途中で対策を講ずることにならなかったことに安堵しているところであります。</p> <p>本日、ご審議をいただき議案は、北海道知事から諮問がありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、漁業権切替に係る「第8次共同漁業権漁場計画草案について」、「第15次区画漁業権漁場計画草案について」の3件となっております。今後の渡島管内における漁業にとって、重要な内容を審議していただくこととなります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶といたします。</p> |
| 北 局 長 | <p>本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介します。</p> <p>松前さくら漁業協同組合、吉田組合長さま。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 吉田組合長 | 松前の吉田です、よろしく申し上げます。                                   |
| 北 局 長 | 渡島総合振興局産業振興部水産課、高谷課長さま。                               |
| 高谷課長  | 高谷です、よろしく申し上げます。                                      |
| 北 局 長 | 水産課漁業管理係、高尾係長さま。                                      |
| 高尾係長  | 高尾です、よろしく申し上げます。                                      |
| 北 局 長 | 同じく、小澤技師さま。   |
| 小澤技師  | 小澤と申します、よろしく申し上げます。                                   |
| 北 局 長 | 以上でございます。   |
| 阿部会長  | 議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。                          |
| 北 局 長 | 本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。<br>総委員14名中、12名の出席となっております。 |
| 阿部会長  | 総委員数14名中、12名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。                   |

阿部会長

次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。

西山委員さんと三上委員さんをお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(議案第1号)

阿部会長

それでは、さっそく議案第1号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を事務局より説明いたします。

北局長

失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

本日、諮問させていただく案件につきましては、令和5年春に許可の有効期間が満了する知事許可漁業の一斉更新にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間等について、ご意見を求めるものでございます。

今回、対象となる漁業は、渡島総合振興局及び胆振総合振興局管内沖合太平洋海域の「えびかご漁業」、日本海南部海域のベニズワイガニ「かにかご漁業」、太平洋海域の「めぬけ固定式刺し網漁業」、渡島総合振興局管内沖合津軽海峡海域の「えびかご漁業」、太平洋海域の「小型さけ・ますはえ縄漁業」、の5件となります。

それでは、一括してご説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。

「えびかご漁業」渡島総合振興局及び胆振総合振興局管内沖合太平洋海域の諮問となります。

資料2ページめに告示(案)がございますので、ご覧ください。

左から、括弧1漁業種類は「えびかご漁業」、括弧2操業区域は、記載のとおりで、渡島・胆振管内の共同漁業権区域及び噴火湾沖海域となります。

11ページに操業区域概要図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

括弧3漁業時期は、渡海共第61号、胆海共第29号、渡胆海共第2号が、毎年「3月1日から4月30日まで」と「9月1日から11月10日まで」噴火湾沖海域及び噴火湾外の共同漁業権漁場区域については、毎年「3月1日から11月10日まで」となります。

括弧4許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、括弧5船舶の総トン数、括弧6漁業を営む者の資格、これらについては、記載のとおりで、操業区域毎に定められており、内容については、現行の許可と同様となります。

申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により1ヶ月を下回らないこととしており、「令和4年12月19日から令和5年1月18日」までを予定しております。

その他、備考欄には、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。

ページをめくって頂き3ページをご覧ください。

こちらの資料は許可等の基準となり、記載のとおり、申請者区分毎に優先順位を定めているものでございます。

内容については、先の委員会でご説明しております、他の知事許可漁業の基準と同じとなっておりますので、詳細については、後ほどご覧いただければと思います。

4ページめ以降には、参考までに、制限措置等の取扱いを添付してございますので、こちらにつきましても、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料1-2をご覧ください。

まず始めに、2ページめをご覧ください。

「かにかご漁業（べにずわいがに）」の告示（案）になります。

括弧1漁業種類は「かにかご漁業（べにずわいがに）」、括弧2操業区域は「日本海南部海域」と「渡島・檜山管内の共同漁業権区域」となります。

詳細については、記載のとおりで、12ページに操業区域概要図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

括弧3漁業時期は、「3月1日から8月31日まで」で、渡島総合振興局管内共同漁業権漁場区域の一部が「3月1日から6月30日まで」となっております。

括弧4許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、記載のとおり、渡島・檜山で各1隻。

括弧5船舶の総トン数は、「200トン未満」、括弧6漁業の資格を営む資格は、両海域とも「渡島総合振興局管内または、檜山振興局管内に住所を有するもの」となり、内容については、現行の許可から変更はございません。

申請すべき期間は、令和4年12月19日から令和5年1月18日までを予定しております。

その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先と

なる 振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。

続きまして、3 ページめをご覧ください。

「めぬけ固定式刺し網漁業」の告示（案）になります。

括弧 1 漁業種類は「めぬけ固定式刺し網漁業」、括弧 2 操業区域は、資料に記載のとおりとなっており、渡島管内の操業区域は、一番下の太平洋西部海域となります。

18 ページに操業区域概要図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

括弧 3 漁業時期は、毎年「4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」、括弧 4 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、括弧 5 船舶の総トン数、括弧 6 漁業を営む者の資格、これらについては、海域毎に、記載のとおりとなっており、内容については、現行許可と同様となります。

申請すべき期間は、令和 5 年 2 月 3 日から同年 3 月 2 日までを予定しております。

その他、備考欄には、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。

続きまして、4 ページめをご覧ください。

渡島総合振興局管内沖合津軽海峡海域の「えびかご漁業」の告示（案）になります。

括弧 1 漁業種類は「えびかご漁業」、括弧 2 操業区域は、渡海共第 57 号及び 67 号共同漁業権区域となります。

24 ページに操業区域概要図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

括弧 3 漁業時期は、57 号が、毎年「4 月 1 日から 12 月 31 日まで」、67 号が、毎年「11 月 10 日から翌年 2 月末日まで」、括弧 4 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、括弧 5 船舶の総トン数、括弧 6 漁業を営む者の資格、これらについては、記載のとおりとなっており、内容については、現行許可と同様のものとなります。

申請すべき期間は、令和 5 年 1 月 18 日から同年 2 月 17 日までを予定しております。

その他、備考欄には、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。

ページをめくって頂き5ページ目をご覧ください。

こちらの資料は各漁業の許可等の基準となります。

内容については、記載のとおりで、先ほどご説明した基準と同じとなりますので、後ほどご覧いただければと思います。

6ページめ以降には、参考までに、各漁業の制限措置等の取扱いを添付してございますので、こちらについても、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料1-3をご覧ください。

2ページめをご覧ください。

「小型さけ・ますはえ縄漁業」の告示(案)になります。

当漁業の海域については、渡島管内、胆振管内、日高管内、釧路十勝管内、及び根室管内が関係しておりますが、今般の諮問につきましては、釧路十勝管内及び根室管内の許可の一斉更新に係るものでございます。

括弧1漁業種類は「小型さけ・ますはえ縄漁業」、括弧2操業区域は「記載のとおり」となっており、括弧3漁業時期は「4月15日から7月7日まで」、括弧4許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「13隻」、括弧5船舶の総トン数は「5トン未満」、括弧6漁業の資格を営む資格は、「十勝、釧路及び根室振興局管内に住所を有するもの」となっております。

内容については、現行許可から変更はございません。

申請すべき期間は、令和5年2月1日から同年3月1日までを予定しております。

その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。

3ページめ以降には、参考までに、制限措置等の取扱いを添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明については、以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から議案第1号に関する説明がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員

「ありません。」

阿部会長      ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各 委 員      「異議なし」

阿部会長      ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2号)

阿部会長      それでは、次に議案第2号の「第8次共同漁業権漁場計画草案(案)について」を事務局並びに振興局より説明願います。

北 局 長      それでは、まず事務局からご説明させていただきます。  
資料2-1をご覧ください。

先の委員会でご説明いたしました、漁場計画策定要領により、漁場計画は、当委員会との意見交換など緊密な連絡のもと検討を加え策定するものとして、今般、渡島総合振興局から本資料のとおり当委員会あてに、共同、区画漁場計画草案の協議があったものでございます。

当草案については、本日13時から行われました、渡島海区漁業権切替小委員会において協議しておますので、ご報告いたします。

なお、協議結果につきましては、振興局から草案の説明後に、事務局からご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、「第8次共同漁業権漁場計画草案(案)」について、振興局から説明をお願いいたします。

高尾係長      振興局の高尾です、よろしく願いします。  
座って説明させていただきます。

ただいま北事務局長から説明がありましたとおり、漁場計画策定要領に基づき、漁場計画草案について、協議いたします。



まず、草案は、いわゆる書きおろし案で、地元漁業者の要望やこれまでの行使実態調査等などから切替方針の考え方と照合し作成します。

その草案に、振興局の考え方、草案作成過程を協議した委員会等の議事録謄本、漁場概略図、その他検討資料を添付して水産林務部長に提出することと定められております。

このことから、本日の委員会では、共同と区画漁業の草案について、ご意見を伺い、それらを加味した上で草案を樹立し、振興局から水産林務部長に提出することとなります。

今後の流れですが、本日ご協議頂く草案を水産林務部へ提出し、ヒアリングを行います。

その後水産林務部より回答が参りまして、これを踏まえて素案を策定して提出、同じく協議、回答があり、目処としては免許予定日の9月1日の3ヵ月前の5月下旬に知事が漁場計画を樹立できるように委員会へ漁場計画案を諮問する運びになります。

それでは、共同漁業権漁場計画草案にかかる資料のご説明をいたします。

資料2-2 渡島海区共同漁業権漁場計画草案の考え方をご覧ください。

本資料は、参考資料として配付しております、道が定めた「漁業権切替方針」及びその「運用」について、振興局としての考え方を示したものでございます。

道から示された漁業権切替方針及びその運用については、漁業法改正に伴うものや水産業の現状等は変更になってはいますが、具体的な漁業権ごとの考え方や留意すべき事項等については、若干の修正や文言整理はあるもの10年前と大きく変わっていないことから、草案の考え方についても大きく変わったところはありません。

それでは内容についてご説明いたします。

表の左から項目、道の切替方針 及び運用の抜粋、振興局としての草案の考え方となっております。

1 漁業権の設定ですが、今後10年間を見通し、漁業協同組合等が主体となった操業体制の維持と適切な資源管理を図るものとし、行使実績の無いもの等については、内容から除外することを基本とすると方針で示されております。

草案の考え方としては、1つめの丸として、漁業協同組合等の資源の増殖管理等を推進するため、現に適切かつ有効に活用されている漁業権がある場合は、その漁業権と概ね等しいと認められる漁業権を設定し、2つめの丸として行使実績のない漁業については、漁協の考え方を聞きながらその必要性

等を検討することとしております。

2 ページをお開きください。

3 つめの丸として、漁業者間で合意されているヒラメ、スケトウダラ、マガレイ、ソウハチなどの資源管理計画等の内容を引き続き漁業権行使規則に反映させることとしております。

2 関係地区、3 漁場区域については、草案の考え方として、基本的に現行の範囲及び区域を設定することとしております。

3 ページをお開き下さい。

4 漁業の名称については、道の方針に準じて、基本的には現行どおりとし、第二種第三種共同漁業については、実際に漁獲の目的とする魚種名及び漁法を冠して、魚種名を一つに限定することが困難または不適切なものについては主な魚種二、三の名を冠することとしております。

5 漁業の時期ですが、漁業の実態を考慮して必要最小限にとどめ、特にサケ・マス稚魚の滞泳期におけるもじ網を使用する漁業、沿岸来遊期における刺し網、小型定置網、底建網漁業については、混獲の防止、再生産親魚の保護の面から厳正に措置すると示されております。

草案の考え方としては、方針に準じて必要最低限として現行どおりとすることとしております。

なお、サケ稚魚、スケソウダラ幼魚の保護対策については、引き続き定置漁業等に自主規制措置を指導することとしております。

次に4ページになります。

6 その他ですが、シロザケやケガニの混獲規制については、これまでと同様に免許の条件で措置することとしております。

底建網の規模等についてもこれまでと同様に免許の条件で限定することとしております。

特定水産資源、いわゆるTAC魚種を採捕する漁業権漁業の取扱いですが、適切な資源利用が図られるよう道の方針に基づき海区漁場計画を策定することとしております。

最後、5ページになります。

なまこ漁業の取扱については、漁獲サイズや漁獲量の上限設定など地域にあった適切な管理を行い、地域にあった自主的な取り組みを推進し、資源管理の強化を促すこととしております。

それでは渡島海区共同漁業権漁場計画草案の具体的な漁場計画についてのご説明に入らせて頂きます。

資料2-3の共同漁業権漁場計画草案(案)概要をご覧ください。

この計画は、水産林務部から示された切替方針及び運用に基づき、振興局漁業管理係と海区事務局で各漁協にお伺いして聞き取り調査等を行いとりまとめたものであり、基本的には漁協からの要望を組み入れたものとなっております。

まず、1 渡島海区共同漁業権漁場計画の内容についてですが、漁場計画は、漁業法第62条第2項に基づき、漁場の位置及び区域、漁業の種類、漁業時期、免許の存続期間、関係地区、漁業権番号、漁業の名称、漁業権の条件等を定めるものとなっております。

これらの内容については、後ほど別紙において説明いたします。

次に、2 漁業の免許予定日及び申請期間についてですが、免許予定日は令和5年9月1日、申請月日は漁場計画樹立直前に定めることとなります。

次に、3 現在の漁場計画との変更点ですが、まず第一種共同漁業権についてですが、括弧1対象漁業の新規設定は、八雲町漁協の第3号、砂原漁協の第9号、鹿部漁協の第11号、南かやべ漁協の第13号及び第15号の「あわび」の計5漁場5件であり、有用な未利用資源の有効利用を図るものでございます。

括弧2対象漁業の新規設定を検討中のものですが、えさん漁協の尻岸内地区の23号の「かき」について、現在、有無を検討中ということで、草案では検討中として整理したいと思っております。

次に第二種、第三種共同漁業権ですが、括弧1新規設定は函館市漁協の根崎・宇賀地区の第37号の「はもどう漁業」、松前さくら漁協の第55号の「にしん刺し網漁業」の計2漁場2件であり、有用な未利用資源の有効利用を図るものでございます。

括弧2対象漁業の削除ですが、八雲町漁協の第4号の「ちか地引き網」の1漁場1件であり、行使実績もなく今後も利用が見込めないため削除するものでございます。

括弧3の対象漁業の名称変更、付冠魚種を検討しているものですが、上磯郡漁協上磯地区の第41号の「かれい・いか・いわし小型定置網漁業」及び「ほっけ・かれい底建網漁業」について、近年漁獲が増えている「にしん」を名称に加えることを検討中ということで、草案では検討中として整理したいと思っております。

なお、概要には記載しておりませんが、事前調査等から行使実績や漁獲実績のない漁業を多数確認しております。

これらの漁業については、資源管理のため休漁している漁業もあり、各漁協で引き続き免許を希望しておりますので、水産林務部とのヒアリングにむ

けて、現在過去の漁獲実績や資源状況を整理している段階であることを申し添えます。

それでは、漁場計画の内容について説明いたしますので項目1をご覧ください。

まず、共同漁業権の存続期間は免許の日から令和15年8月31日までの10年間となります。

次に、漁業の種類・名称、漁業権番号です、2ページをご覧ください。

先程概要でご説明した新規要望を取り込んだ第一種共同漁業権の状況になっております。

継続を丸、新規要望を二重丸、検討中を三角、廃止をバツで示しており、空欄が設定のない漁業となっております。

共同漁業権は一定の水面を共同で利用するという性質上、免許を受けた組合が自ら漁業を営むのではなく、漁業権行使規則の定めにより組合員が各自漁業を営むこととなりますので、表の一番上にあるとおり、団体漁業権として設定します。

続いて3ページをご覧ください。

こちらが第二種、第三種共同漁業権の状況となっております。

続いて、4ページが 漁業時期です。

現行漁業権と今回の対比表になっており、第一種については現行と同様で周年としております。

5ページから7ページが第二種、第三種についてです。概要で説明致しました、付冠魚種の追加にあたり第8次に設定予定のない41号の「かれい・いか・いわし小定置漁業」、「ほっけ・かれい底建網」については、7ページにおいて廃止と記載し、魚種名を追加した漁業種類を従前の漁業時期で記載しております。

その他の漁業については、現行第7次と同様の漁業時期としております。

次に8ページから10ページが「漁場の位置、関係地区」ですが、前回と同様の漁場の位置、関係地区となっております。

次に11ページが「漁場の区域」として管内全体の漁場概略図を添付しております。

現行第7次漁業権の漁場の区域と同様としております。

次に12ページが「条件」でございます。

これも現行第7次漁業権と同様に第一種及び第三種共同漁業権は設定がありません。

第二種共同漁業権の条件については、漁業権番号ごとに付ける条件を丸で

記載しており、内容は現行第7次と同様としております。

詳細は次の13ページに記載しておりますので後ほどご確認をお願いします。

以上で草案の説明は終了ですが、先程もご説明致しましたとおり、本草案は現時点での漁協の要望を組み入れたものであり、今後、漁協内での整理や漁協間の調整等を行っていかねばならない部分もありますが、道とのヒアリング結果も踏まえながら、素案、振興局最終案と段階を踏んでいく中で修正していくこととなりますので、ご了承のうえ、現状における草案としてご協議頂きたいと思っております。

以上で説明を終わります。

阿部会長 続きますして、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告願います。

北局長 ただいま振興局から説明のありました、「第8次共同漁業権漁場計画草案の(案)」について、渡島海区漁業権切替小委員会で協議した結果、「異議ない旨決定されました」以上です。

阿部会長 ただいま、振興局から「第8次共同漁業権漁場計画草案(案)」の説明、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします

各委員 「ありません。」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、第8次共同漁業権漁場計画草案の(案)について、異議ない旨決定したいと思います。よろしいですか。

各委員 「異議なし。」

阿部会長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第3号)

阿部会長

続きまして、議案第3号「第15次区画漁業権漁場計画草案(案)について」振興局から説明願います。

高尾係長

引き続きよろしくお願ひします。

資料3-1 渡島海区区画漁業権漁場計画草案の考え方をご覧ください。

本資料は、共同漁業権と同様、道の切替方針及び運用について、振興局としての考え方を示したものでございます。

区画漁業権についても、道から示された漁業権切替方針及びその運用については、漁業法改正に伴うものや水産業の現状等は変更になっているものの、具体的な漁業権ごとの考え方や留意すべき事項等については、若干の修正や文言整理はあるものの5年前と大きく変わっていないことから、草案の考え方についても大きく変わったところはありません。

表の左から項目、道の切替方針及び運用の抜粋、振興局の草案の考え方となっております。

1 漁業権の設定ですが、右の欄の草案の考え方の1つめの丸として、事業化の見込みがあるものなどについては、積極的に漁場計画に反映させる。

2つめの丸として事業化の見通しが得られない新たな計画については従来どおり養殖試験を実施することとしております。

2 ページをお開きください。

行使実績のない漁業や計画が明らかでないものについては、漁業協同組合の考え方を聞きながら漁場の廃止、縮小等を検討することとしております。

次に2免許対象ですが、漁業協同組合を基本とし、意欲ある漁業者に対して行使承認を促すこととしております。

3 漁場の位置及び区域については、他種漁業との調整を考慮のうえ、必要最低限の範囲を設定することとしております。

4 地元地区、5 漁業の名称、6 漁業の時期については、切替方針等の欄や考え方の欄に記載のとおりですが、具体的には基本的に現行どおり設定することとしております。

3 ページをお開き下さい。

まずは、7 その他のほたてがい養殖関係ですが、切替方針及び運用で特だしされており、切替方針では計画的な養殖生産による漁業経営の維持を図る

こととされております。

また、運用の中で噴火湾におけるほたてがい養殖業の取扱が前回と同様の記載ですが、次のとおり特だしされております。

養殖施設台数については漁協間の協定内容を勘案したうえで、免許の条件で制限すること。

養殖収容数については漁協間の生産数量に関する協定の締結を前提に許容量を設定しないものとする。

ただし、養殖収容数を制限する必要がある場合は、自主的操業規制を指導するほか、免許後においても必要な措置を講ずるものとする。

免許の条件で一定量の成貝養殖を義務付け、養殖施設台数を定めることを検討するものとする。と示されております。

このことから、草案の考え方については、噴火湾の環境保全の観点などから漁場を設定することとし、現行どおり、養殖施設台数の制限、養殖収容数は関係組合間の協定締結を前提として、必要に応じた自主的操業規制等を指導するとともに、成貝育成の義務化等について、漁業協同組合等の意見を聞きながら検討することとしております。

次に外部種苗ですが、外部種苗の持ち込み制限については、引き続き漁業権行使規則における制限を検討することとしております。

それでは渡島海区区画漁業権漁場計画草案の具体的な漁場計画についてのご説明に入らせて頂きます。

資料3-2の区画漁業権漁場計画草案(案)概要をご覧ください。

この計画は、共同漁業権と同様に振興局と海区事務局で各漁協にお伺いして聞き取り調査等を行いとりまとめたものであり、基本的には漁協からの要望を組み入れたものとなっております。

まず、1 渡島海区区画漁業権漁場計画の内容についてですが、共同漁業権でもご説明しましたが、漁場計画は、漁業法に基づき漁場の位置及び区域、漁業の種類などのほか、区画漁業権については、個別漁業権又は団体漁業権の別等を定めるものの内容を定めるものとなっております。

これらの内容については、後ほど説明いたします。

次に、2 漁業の免許予定日及び申請期間についてですが、免許予定日は令和5年9月1日、申請月日は漁場計画樹立直前に定めることとなります。

次に、3 現在の漁場計画との変更点ですが、括弧1 漁業権の新規設定ですが、松前さくら漁協において、養殖試験の結果に基づき、新たに4 漁場、4 件の漁業権を設定するものであり、対象魚種は「うに」「こんぶ」「ほっけ」となっております。

括弧 2 漁業権の廃止ですが、松前さくら漁協の松海区第 8 号の「あわび」、19 号の「うに」、21 号の「あわび」の計 3 漁場は、行使実績もなく今後も利用が見込めないため削除するものでございます。

括弧 3 対象養殖業を新規設定ですが、これは、現行の漁業権に新たに魚種を追加するものですが、森漁協の森海区第 1 号の「こんぶ」、砂原漁協の森海区第 2 号、第 3 号の「かき」及び「こんぶ」、南かやべ漁協の函海区第 1 号及び第 2 号の「あわび」について、それぞれ事業化の見込みが得られたため、追加するものでございます。

括弧 4 対象養殖業の削除ですが、松前さくら漁協の松海区第 2 号及び第 4 号の「ほや」、10 号、18 号、22 号の「あわび」の計 5 漁場は、行使実績もなく今後も利用が見込めないため削除するものでございます。

なお、概要には記載しておりませんが、共同漁業権と同様に兼業等の兼ね合いで休漁しており、漁獲実績がない漁業を多数確認しております。

これらの漁業についても、各漁協で引き続き免許を希望しておりますので、水産林務部とのヒアリングにむけて、現在過去の漁獲実績や資源状況を整理している段階であることを申し添えます。

それでは、漁場計画の内容について説明いたします。項目 1 をご覧ください。

まず、区画漁業権の存続期間は免許の日から令和 10 年 8 月 31 日までの 5 年間となります。

さきに 4 漁業時期についてですが、1 月 1 日から 12 月 31 日までの周年としております。

次に、漁業権の別、漁業の種類・名称、漁業権番号についてです。

2 ページをご覧ください。

先ほど概要でご説明した新規要望や削除等の要望を取り込んだ区画漁業権の状況になっております。

継続を丸、新規要望を二重丸、廃止をバツで示しており、空欄が設定のない養殖業となっております。

漁業権の別につきましては、えさん漁協の函海区第 5 号及び第 8 号は個別漁業権とし、それ以外の漁業権については、団体漁業権として設定致します。

次に漁場の位置、関係地区ですが、4 ページと 5 ページをご覧ください。

現行 14 次と同様の漁場の位置、地元地区となっております。

続いて 6 ページから「漁場の区域」ですが、上 2 枚が管内全体の状況を示す漁場概略図となっており、新規設定及び廃止となる漁場のみ 8 ページから 10 ページに拡大図を添付しております。



次に11ページの条件をご覧ください。

漁業権番号ごとに付ける条件を丸で記載しており、内容は現行第14次と同様としております。

条件の詳しい内容は、13ページに記載しておりますので、後ほどご確認をお願いします。

説明は以上となりますが、共同漁業でもご説明致しましたが、本草案は現時点での漁協の要望を組み入れたものであり、今後、漁協として整理、漁協間の調整等を行っていかねばならない部分もありますが、道とのヒアリング結果も踏まえながら、素案、振興局最終案と段階を踏んでいく中で修正していくこととなりますことをご了承のうえ、現状における草案としてご協議頂きたいと思っております。

以上で説明を終わります。

阿部会長 続きまして、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告願います。

北局長 ただいま振興局から説明のありました、「第15次区画漁業権漁場計画草案の(案)」について、渡島海区漁業権切替小委員会で協議した結果、「異議ない旨決定されました」以上です。

阿部会長 ただいま、振興局から「第15次区画漁業権漁場計画草案(案)」の説明、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告がありました。  
このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員 「ありません。」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、第15次区画漁業権漁場計画草案の(案)を異議ない旨決定したいと思っておりますが、よろしいですか。

各 委 員 「異議なし。」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

阿部会長 さて、本日予定されていた議案3件は全て終了いたしました。そのほかに何かございませんか。

各 委 員 「ありません。」

阿部会長 何もないようですので、本日の委員会は終了いたします。本日はありがとうございました。